潟上市小形風力発電施設の建設等に係るガイドライン

1 目的

このガイドラインは、潟上市において小形風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備の建設にあたって、潟上市民の健全な日常生活及び環境保全、景観形成の観点から、事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

2 対象となる施設等

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設等とは、20kw未満の小形風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設又は大規模な改修(以下「建設等」という。)をする場合とする。

なお、1 k w未満で自家消費を主な目的として建設する風力発電施設等については、本ガイドラインの対象外とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、潟上市全域とする。

3 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等との距離

概ね200m以上離れること。ただし、対象住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

なお、住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院、保健福祉施設等、住民が利用 する施設を含むものとする。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、環境省が定める騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内(昼間55dB以下、夜間45dB以下)とすること。

(3) 低周波音

事業者は、最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低 周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないものとすること。 また、参照値を超えない場合においても、可能な限り低周波音の低減を図り、地域 環境の保全に配慮するよう努めること。

(4) 電波障害

事業者は、テレビ電波等に影響が発生しないように十分考慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

事業者は、周辺の自然環境への影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

事業者は、建設等に当たっては、「秋田県の景観を守る条例」第6条の規定を遵守するものとする。また、当該発電施設の配置、意匠及び色彩について、周辺環境との調和が図られるよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(7) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民 や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) その他

事業者は、関係法令等の該当状況を確認し、遵守すること。

4 調整事項

(1) 事業の説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要が確定した段階で、施工前に潟上市及び関係住民(周辺自治会や住民等)、必要に応じて公的機関や関連団体等に事業を説明するものとする。また、建設等にあたり、住民等から申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を潟上市へ報告すること。

(2) 参考資料の提供

事業者は、地図等の縮尺に合わせた風車設置位置を中心とする半径200mの円を図示し、住宅等との距離が確認できる図面等、国の再生可能エネルギー発電事業計画の新認定制度に基づく事業計画と認定通知(写)及び電力との接続が確認できる資料(写)を提供するものとする。

5 施設の維持管理等

- (1)事業者は、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとし、破損又は事故等が発生した場合には、速やかに潟上市に報告すること。
- (2) 事業者は、設置後に騒音、電波障害等の不具合が発生した場合には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を潟上市に報告すること。
- (3) 事業者は、設置場所での事業が終了した場合には、責任を持って風力発電施設等を撤去すること。

(4)事業者は、設備又は事業体制等の変更が生じた場合には、再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書又は事後変更届出書(写)を添えて、潟上市に報告すること。

6 その他

このガイドラインを遵守しない事業者については、名称、所在地、事業の概要等必要な事項を公表することがある。

7 適用

本ガイドラインは、平成30年5月1日から適用する。